

## 大崎市 1

事業名	大崎市エコ改善推進事業補助金
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	大崎市環境基本計画に掲げる自然エネルギー利用、省エネ改修、リサイクル等、自然環境に配慮した都市システムの積極的導入を推進し、地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民の行うエコ改善事業に助成を行う。
補助対象要件	市内に住所を有し（予定を含む）全ての市税に滞納がない個人・小規模事業者 市内において住居（店舗又は事務所等との兼用も可）・事務所として使用または使用予定の建物に設置するもの。
補助金額等	<p>●助成対象事業</p> <p>①太陽光発電設置事業 （1キロワット当たり10,000円、上限40,000円）</p> <p>②定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業 （1台100,000円）</p> <p>③家庭用高効率給湯器設置事業 （1台15,000円）</p> <p>④V2H充放電設備設置事業 （1台30,000円）</p> <p>⑤生ごみ処理機導入事業 （1/2補助、20,000円まで）</p> <p>※購入及び設置に係る契約日（契約を交わさないものは見積日）が令和5年4月1日以降で、令和6年1月31日までに実績報告書と関係書類の提出ができる事業が対象。</p> <p>※市内の事業者（法人の場合は主たる事業所または事務所）による施工または購入の場合、家庭用生ごみ処理機導入事業以外は補助金額に5,000円を加算。</p>
補助申請期間	令和5年6月1日～（予算に達した時点で受付終了）
その他	大崎市ウェブサイト「大崎市エコ改善推進事業補助金」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenka/1/1/1671.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenka/1/1/1671.html</a>
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全課 0229-23-6074 E-Mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅新築移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住にかかる費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅新築移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	<p>補助対象者（次の要件をすべて満たす人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など※ ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などは次のいずれかに該当すること A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市（新築した住宅）に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 D. 申請する年度の4月1日以降に新築した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</li> <li>配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人</li> <li>申請する年度の3月31日に40歳以下の人</li> <li>10年以上の住宅ローン（金融機関によるものに限る）を借り入れる人またはその配偶者</li> <li>住宅の完成後、実績報告提出までに新築した住宅に居住する人</li> <li>新築する（した）宅地が補助対象区域内にある人 ※補助対象区域については大崎市に直接お問合せ下さい</li> </ol> <p>補助対象工事費 一戸建ての住宅（二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む）の新築工事費用</p>

<p><b>補助金額等</b></p>	<p>基礎額に加算額を加えた額</p> <p>基礎額：対象工事費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の10%（限度額100万円（三世代家族が市外から市内に移住し同居する場合は150万円））</p> <p>加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算（限度額は40万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯（申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯） 借入金の2%（限度額20万円）</li> <li>・市内に本社のある工事施行者が元請け業者 借入金の1%（限度額10万円）</li> <li>・地区計画区域内又は土地区画整理事業区域内 借入金の1%（限度額10万円）</li> <li>・下水道処理区域内又は農業集落排水事業区域内で（下水道に接続している場合に限る） 借入金の1%（限度額10万円）</li> </ul>
<p><b>補助申請期間</b></p>	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日（予算がなくなり次第終了）</p>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。</li> <li>・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。</li> <li>・居住する日または居住した日が住宅の新築工事が完了した日から1年を経過していないこと。</li> <li>・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。なお、要件に適合しているか確認するため、補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。</li> </ul>
<p><b>ホームページ</b></p>	<p><a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3180.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3180.html</a></p>
<p><b>お問合せ先</b></p>	<p>大崎市建設部建築住宅課 住宅担当 Tel : 0229-23-2108 Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp</p>

事業名	大崎市住宅購入移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住に係る費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅購入移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	<p>補助対象者（次の要件をすべて満たす人）</p> <p>1. 申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など※ ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などの定義とは次のいずれかに該当すること</p> <p>A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</p> <p>B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市（購入した住宅）に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</p> <p>C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</p> <p>D. 申請する年度の4月1日以降に購入した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</p> <p>2. 配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人</p> <p>3. 申請する年度の3月31日に40歳以下の人</p> <p>4. 10年以上の住宅ローン（金融機関によるものに限る）を借り入れる人またはその配偶者</p> <p>5. 住宅の購入後、実績報告提出までに購入した住宅に居住する人</p> <p>6. 購入する（した）宅地が補助対象区域内にある人</p> <p style="text-align: center;">※補助対象区域については大崎市に直接お問合せ下さい</p> <p>補助対象経費 一戸建ての住宅（二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む）の購入費用又はマンションの購入費用</p>
補助金額等	<p>基礎額に加算額を加えた額</p> <p>基礎額：対象経費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の10%（限度額100万円） 加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算（限度額は40万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯（申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯） 借入金の2%（限度額20万円）</li> <li>・市内に本社のある業者又は市内に居住している個人から購入 借入金の1%（限度額10万円）</li> <li>・地区計画区域内又は土地区画整理事業区域内 借入金の1%（限度額10万円）</li> <li>・下水道処理区域内又は農業集落排水事業区域内で（下水道に接続している場合に限る） 借入金の1%（限度額10万円）</li> </ul>

補助申請期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日（予算がなくなり次第終了）
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。</li><li>・居住する日または居住した日が住宅を購入した日から1年を経過していないこと。</li><li>・補助金の交付を受けた日から5年以内に次の要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。なお、要件に適合しているか確認するため、補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。</li><li>・大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業との併用は可能です。（ただし加算額は併用出来ません）</li></ul>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3179.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3179.html</a>
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課 住宅担当 Tel : 0229-23-2108 Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

## 大崎市 4

事業名	大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住に係る費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	<p>補助対象者（次の要件をすべて満たす人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など※ ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などの定義とは次のいずれかに該当すること A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市（購入した住宅）に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 D. 申請する年度の4月1日以降に購入した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</li> <li>2. 配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人</li> <li>3. 申請する年度の3月31日に40歳以下の人</li> <li>4. リフォーム工事終了後、実績報告提出までにその住宅に配偶者と共に住宅に居住する人</li> <li>5. 自らが居住するために購入した住宅のリフォーム工事を発注する人、又はその配偶者</li> </ol> <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建ての住宅（二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む）のリフォーム費用</li> <li>・マンション（専有部分）のリフォーム費用</li> </ul> <p>リフォーム工事とは：建設事業者に請け負わせて行う住宅の修繕工事、模様替え工事または増築工事のこと ※増築工事とは、同一棟で住宅部分の増築をいい、離れ（棟別で住宅に付属する住宅部分をいう）の増築を含みます。</p>

<p><b>補助金額等</b></p>	<p>基礎額に加算額を加えた額</p> <p>基礎額：リフォーム工事費の1/3（限度額50万円（マンションの場合は40万円））  加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算（限度額は40万円（マンションの場合は20万円））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯（申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯）  リフォーム工事費の1/6（限度額20万円（マンションの場合は10万円））</li> <li>・市内に本社のある工事施行者が元請け業者  リフォーム工事費の1/6（限度額20万円（マンションの場合は10万円））</li> </ul> <p>※加算額の対象工事費は、基礎額で対象となった工事費を除いたリフォーム工事費です。また、多子世帯、市内業者両方の加算を受ける場合は、対象工事費を重複することはできません。</p>
<p><b>補助申請期間</b></p>	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日（予算がなくなり次第終了）</p>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請はリフォーム工事に着手する前に行ってください。</li> <li>・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。</li> <li>・建築確認申請が必要なリフォーム工事は、工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。実績報告書への添付が必要となります。</li> <li>・建築基準法に適合しないリフォーム工事は補助金の対象になりません。</li> <li>・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。なお、要件に適合しているか確認するため、補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。</li> <li>・大崎市住宅購入移住支援事業との併用は可能です。（ただし加算額は併用できません）</li> </ul>
<p><b>ホームページ</b></p>	<p><a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3178.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3178.html</a></p>
<p><b>お問合せ先</b></p>	<p>大崎市建設部建築住宅課 住宅担当 Tel : 0229-23-2108  Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp</p>

## 大崎市 5

事業名	大崎市三世代リフォーム移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、市内へ移住する世帯及び迎え入れる世帯への支援として、三世代同居に必要なリフォーム工事費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市三世代リフォーム支援事業の補助金を交付します。</p>
補助対象要件	<p>補助対象者（次の要件をすべて満たす人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内の住宅を所有していて、その住宅に居住している人</li> <li>2. 市税の未納が無い人</li> <li>3. 申請する年度の3月31日の時点で40才歳以下の大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人等※と同居し三世代家族を構成しようとする人</li> <li>4. ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人等の定義とは次のいずれかに該当すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人。</li> <li>B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市（リフォームする予定の住宅）に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</li> <li>C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</li> <li>D. 申請する年度の4月1日以降にリフォームする予定の住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人</li> </ol> </li> <li>5. 4. リフォーム工事終了後、実績報告提出までに三世代家族で同居する人</li> </ol> <p>※三世代家族とは、次のいずれかに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者+申請者（または配偶者）の父または母+申請者の子ども（申請する年度の3月31日に15歳以下であること）</li> <li>2. 申請者+申請者の子または子の配偶者+孫（申請する年度の3月31日に15歳以下であること）</li> </ol> <p>補助対象工事費 三世代が居住するために実施する住宅のリフォーム工事費用</p> <p>※リフォーム工事とは建設業者に請け負わせて行う住宅の修繕工事、模様替え工事、増築工事又は改築工事（建替工事）をいう ※増築工事とは、同一棟で住宅部分の増築をいい、離れ（棟別で住宅に付属する住宅部分をいう）の増築を含む</p>



<p><b>補助金額等</b></p>	<p>基礎額に加算額を加えた額</p> <p>基礎額：リフォーム工事費の1/3（限度額75万円）  加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算（限度額は50万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯（申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯）  リフォーム工事費の1/6（限度額25万円）</li> <li>・市内に本社のある工事施工者が元請け業者  リフォーム工事費の1/6（限度額25万円）</li> </ul> <p>※加算額の対象工事費は、基礎額で対象となった工事費を除いたリフォーム工事費です。また、多子世帯、市内業者両方の加算を受ける場合は、対象工事費を重複することはできません。</p>
<p><b>補助申請期間</b></p>	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日（予算がなくなり次第終了）</p>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請はリフォーム工事に着手する前に行ってください。</li> <li>・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。</li> <li>・建築確認申請が必要なリフォーム工事は、工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。実績報告書への添付が必要になります。</li> <li>・建築基準法に適合しないリフォーム工事は補助金の対象になりません。</li> <li>・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。なお、要件に適合しているか確認するため、補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。</li> </ul>
<p><b>ホームページ</b></p>	<p><a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikuiuu-takuka/2/1/1/3166.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikuiuu-takuka/2/1/1/3166.html</a></p>
<p><b>お問合せ先</b></p>	<p>大崎市建設部建築住宅課 住宅担当 Tel：0229-23-2108  Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp</p>

事業名	おおさき地域材需要拡大支援事業補助金
事業主体	大崎市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>市は、二酸化炭素吸収源の確保対策として、市産材利用住宅を普及し、間伐により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止に貢献します。さらに、市産材の需要拡大を通じて、林業・木材産業などの活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、主要構造部材に市産材や市産材で優良品やぎ材を一定以上使用する住宅の建て主に補助金を交付します。</p>
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら居住用とするため、市内に新築する一戸建て木造住宅であること</li> <li>・市産材を、梁や柱などの主要構造部材に50%以上かつ市産材で優良品やぎ材を40%以上使用する住宅であること（東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する人は※1）</li> <li>・市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅であること（東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する人は※2）</li> <li>・事業実施年度の3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、市産材及び市産材で優良品やぎ材の使用量並びに現地の確認が可能な住宅であること</li> <li>※市産材を梁や柱などの主要構造部材に50%以上かつ8立方メートル以上使用する住宅であること</li> <li>※2市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者、または県内に支社や支店を有する事業者が施工する住宅であること</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の滞納のない人</li> <li>・住宅の建設現場を見学会などの市産材PRの場に提供し、市産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる人</li> <li>・建築基準法の建築確認済証の交付を受けている人</li> </ul>
補助金額等	<p>市内に居住する住民が市内に居住するために新築する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎市産材1立方メートルあたり28,000円、上積みとして、市産材で優良品やぎ材1立方メートルあたり8,000円の金額を補助します。（50万円を上限）</li> </ul> <p>市内に居住する住民で東日本大震災で半壊以上罹災した住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円補助します。</li> </ul> <p>市外に居住する住民が市内に居住するために新築する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎市産材1立方メートルあたり42,000円、上積みとして、市産材で優良品やぎ材1立方メートルあたり12,000円の金額を補助します。（75万円を上限）ただし、大崎市住宅新築移住支援事業又は、大崎市三世代リフォーム支援事業に基づく補助金が交付される場合は、50万円を上限とします。</li> </ul> <p>市外に居住する住民で東日本大震災で半壊以上罹災した住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75万円補助します。ただし、大崎市住宅新築移住支援事業又は、大崎市三世代リフォーム支援事業に基づく補助金が交付される場合は、50万円を上限とします。</li> </ul>

補助申請期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（予算額に達した時点で受付終了） 募集戸数：先着20戸（市内の居住者16戸，新規転入者4戸）
その他	※要件を満たせば県の「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業」との併用が可能です。詳しくは宮城県林業振興課ホームページを参照願います。 ※すでに住宅が完成している場合は助成の対象となりません。
ホームページ	大崎市ウェブサイト「おおさき地域材需要拡大支援事業補助金」を掲載しています。 <a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinko_ka_1/5/1/15659.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinko_ka_1/5/1/15659.html</a>
お問合せ先	大崎市産業経済部農村環境整備課 林政担当 tel:0229-23-2318 fax:0229-23-7578 Eメール:nouson@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市空家活用定住支援事業助成金
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>大崎市では、子育て世帯などの市への移住を促進するとともに、空家の有効活用を図るため、空家を移住世帯の賃貸住宅として活用する所有者など及び事業者に対する支援事業として、予算の範囲内で大崎市空家活用定住支援事業の助成金を交付します。</p> <p>ここでいう空家とは、個人が居住を目的として建築し、おおむね年間を通して居住していない大崎市内に存在する建物をいいます。</p>
補助対象要件	<p>◆登録助成金・・・賃貸住宅としての活用を目的に空家バンクへ登録すること。</p> <p>◆契約助成金・・・移住世帯との賃貸借契約を仲介、締結し、事業対象住宅へ入居が完了したこと。</p> <p>◆家賃助成金・・・入居者が申請する場合は下記1,5,6,9,11,13,14全てを満たすこと,所有者等が申請する場合は下記2～14全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.契約助成金の交付要件を満たしていること</li> <li>2.事業対象住宅が子育て世帯を入居対象とする県登録住宅であること</li> <li>3.移住世帯と賃貸借契約を締結し、移住世帯の入居が完了したこと</li> <li>4.移住世帯が子育て世帯,かつ,低額所得者であること</li> <li>5.入居者は,少なくとも5年以上の入居を見込んでいること</li> <li>6.申請者(入居者が申請する場合は同居者も)に市税の未納がないこと</li> <li>7.入居時の一時金(敷金等)は,月額家賃の2ヶ月分以内とすること</li> <li>8.家賃は,月額10万円以内とすること</li> <li>9.定期借家契約の場合は,契約期間を3年以上とすること</li> <li>10.賃貸借契約書に,市からの家賃助成金分が減額される旨,及び不正に入居した際の契約解除について記載されてあること</li> <li>11.賃貸借契約を結んだ移住世帯と所有者等が3親等以内の親族でないこと</li> <li>12.登録事業者は,年度ごとの入居者の入退去,家賃の納入状況その他の実績について報告すること</li> <li>13.入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助または,生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないものであること</li> <li>14.入居者は,市長が必要と認めるときは,世帯の構成や所得の状況等,家賃軽減の要件となる事項の調査に応じること</li> </ol>

	<p>◆改修助成金・・・次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業対象住宅であること</li> <li>2.改修工事着手前であること</li> <li>3.所有者等に市税等の滞納がないこと</li> <li>4.助成金の交付を受けた日から交付金額算定の条件となる3年間は事業対象住宅とすること,または10年間は県登録住宅である事業対象住宅とすること</li> <li>5.県登録住宅である事業対象住宅の場合,賃貸借契約を結んだ移住世帯が,子育て世帯,かつ,その収入が387,000円以下であること</li> <li>6.対象工事は、次のとおりとする <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 台所,トイレ,浴室および洗面所の改修（下水接続工事を含む）</li> <li>イ. 屋根,壁,床および天井の改修</li> <li>ウ. その他別に定める改修</li> </ol> </li> <li>7.助成金の交付は,同一物件1回限りとする</li> </ol>
補助金額等	<p>◆登録助成金（所有者） 1件につき 10,000円</p> <p>◆契約助成金（登録事業者） 1件につき 30,000円</p> <p>◆家賃助成金（入居者） 月額最大2万円を年に1回交付（最大36ヶ月） （所有者） 月額最大4万円を年2回交付（最大36ヶ月）</p> <p>◆改修助成金（所有者）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.3年間は事業対象住宅として供する,または入居の募集を行う場合 最大50万円</li> <li>2.10年間は県登録住宅である事業対象住宅とし,交付要件を満たす移住世帯と賃貸借契約を締結し改修を行う場合 最大100万円</li> </ol>
補助申請期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日（予算がなくなり次第終了）
その他	<p>●事業対象住宅とは次に掲げる全ての要件を満たす住宅をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家バンクに登録された戸建て住宅又は子育て世帯を入居対象とする県登録住宅で、専ら所有者の居住の用に供されていた住宅</li> <li>・新耐震基準により建築された住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認済証が交付されたもの）,若しくは耐震性が確認された住宅,又は賃借人の入居まで耐震補強を行う住宅</li> <li>・下水道処理区域内及び農業集落排水事業区域内においては,下水道に接続済みの住宅又は賃借人の入居までに下水道に接続する住宅</li> <li>・登録事業者が仲介及び管理する住宅</li> <li>・移住世帯に限り,入居対象とし募集を行っている住宅</li> </ul> <p>●移住世帯とは次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年以内に大崎市に居住していないこと,又は大崎市内の賃貸住宅に居住して1年以内,かつ,その賃貸住宅に居住する前3年以内に大崎市に居住していないこと</li> <li>・令和9年3月31日までに事業対象住宅に入居すること</li> <li>・40歳以下の夫婦世帯（一方若しくは両方）または子育て世帯であること</li> </ul> <p>●子育て世帯とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する世帯をいいます。</p> <p>●県登録住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で、宮城県に登録された戸建て住宅をいいます。</p> <p>●低額所得者とは大崎市市営住宅条例（平成18年大崎市条例第260号）第6条第1項第2号の要件に該当する者をいいます。</p> <p>●収入とは、公営住宅法施行令(昭和26年政令第260号)第1条第3号に規定する収入をいいます。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikuiuu-takuka/1/2/3142.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikuiuu-takuka/1/2/3142.html</a>
お問合せ先	<p>大崎市建設部建築住宅課 住宅担当 Tel : 0229-23-2108</p> <p>Eメール:kenchiku@city.osaki.miyagi.jp</p>

事業名	大崎市危険空家等除却費補助金
事業主体	大崎市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	市民の安全及び安心で良好な生活環境並びに地域社会を確保するため、危険な空家等の所有者等が行う当該空家等の除却に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。
補助対象要件	<p>◆大崎市危険空家等除却費補助金交付要綱による</p> <p>◆補助対象者 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる者</p> <p>ア 市内に所在する空家等の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に記載されている者（以下「所有者」という。）又はその後見人</p> <p>イ 所有者の相続人（以下「相続人」という。）</p> <p>ウ 空家等の管理者（法人を除く。以下「管理者」という。）</p> <p>(2) 本市市税に滞納がない者。ただし、後見人が申請する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者</p> <p>(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による命令を受けていない者</p> <p>◆補助対象工事 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、別表に定める基準を満たす空家等の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>※別表には、建物の危険度を調査する項目が定められています。</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に建築された空家等であること。</p> <p>(2) 新築又は改築等建替えに伴う除却でないこと。</p> <p>(3) 所有権又は賃借権以外の権利が設定されていない空家等であること。</p> <p>(4) 市内に事業所を有する法人又は個人で、県知事による解体工事業者登録を受けたもの又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けたものが行う工事であること。</p>
補助金額等	<p>◆補助金の額 補助金の交付額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、50万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
補助申請期間	令和5年4月1日～

その他	ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenkaakiyataisakusuishinshitsu/3137.html">https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenkaakiyataisakusuishinshitsu/3137.html</a>
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全課 0229-23-6074 E-Mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp